



Title	タイ社会における妻の地位 : 婚姻の解消について
Author(s)	赤木, 攻
Citation	大阪外国語大学学報. 1973, 29, p. 281-287
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80479
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

タイ社会における妻の地位

——婚姻の解消について——

赤 木 攻

THE SOCIAL STATUS OF WIVES IN ANCIENT THAILAND

——A Study of the Cases of Marriage Dissolution——

By Osamu AKAGI

From thier field researches in Thai villages, some social anthropologists have recently pointed out that the Thai society has little or no “sex differentiation.” The aim of this short paper is to make this point clear through the case study of dissolution of marriage in the ancient Thai society by making full use of “The Marriage Law” which is collected in “The Law of Three Seals”, the first-class historical material in the Ayuthaya period.

It may be concluded that in the ancient Thai society, little “sex differentiation” can also be observed in both matrimonial rights and duties at the time of marriage dissolution. This tendency is mainly due to the two factors; (1) the matri-locality (uxorilocality) and (2) the peculiar lack of tenacity in conjugal relations in Thailand. It must be admitted, however, that this conclusion is rather tentative because the familial relations are generally defined more by manners and morals than by written law.

は じ め に

タイの社会は、一般的に男女差の少ない社会である、という指摘は、これまで多くの社会人類学者の村落調査によって行なわれている。¹⁾そして、この男女差の少なさは、タイ古来からの伝統文化であろうことも、容易に推察できることである。本稿は、夫婦（男女）関係の調整がうまく進まず、緊張、かっとうの末、破たんをきたした状態、すなわち「婚姻の解消（離婚）」を通して、特に離婚原因、離婚要件及び財産整理などに視点を置き、旧制度下におけるタイ社会の男女差（妻の地位）の一端をうかがおうとするものである。

利用史料は、アユタヤーからラタナコーシン初期にかけての一等級史料といわれている「三印

法典』⁹⁾所収の「婚姻法 (Phraaiyakan Laksana Phua Mia)」である。⁹⁾もとより、家族・親族関係は、成文法よりも習俗や道徳によって規律される面が多く、しかも史料がこの婚姻法に限られていることから、本稿には自ずと限界があることをことわっておく必要がある。

1. 夫の単意離婚——家出棄妻——

夫婦間に何らかの原因で不和が生じ、夫が離婚を考えた場合、妻方居住慣行の強かったタイでは、夫が家出 (Long Cak Ruan) して棄妻 (La Jing) するのが最も普通であった。棄妻許容期限が、夫の家と妻の家との距離と相関的に定められていて、その期限を越えても夫が妻の家に帰らぬ又は帰ってこないことが、離婚の1要件となっていた。棄妻許容期限は、次のように定められている。〔49〕

夫の家と妻の家との距離 ⁹⁾		棄妻許容期限
1 日		3 カ月
3 日		6 カ月
7 日		8 カ月
15 日		1 年
1 月		1 年 4 カ月

上の棄妻許容期限内に夫が妻のもとに帰ってこぬ場合、妻は仲人、村長などの長上者を介在人として立て、花嫁代償・夫の持参財産⁹⁾を返還することになっていた。〔49〕また、それ相応の率の夫婦共通財産を返還する場合もあった。〔51〕夫に会い渡すが、夫が受納しようがしまいが、妻側としての返還義務は履行されたものとみなされ、離婚が成立した。夫に会えない場合、夫の親又は親族に渡すことになっていた。親又は親族が受納しない際にも、妻側は介在人にその旨を認めてもらうことにより、婚姻は解消した。〔49〕

妻の側が花嫁代償・夫の持参財産を返還しない限り、離婚は成立しなかった。また子があるときには、花嫁代償は返還する必要がなかった。〔49〕

妻に明らかに有責行為がないにもかかわらず、夫が一方的に家出したときには、棄妻許容期限はやや異なり、各々8カ月、9カ月、10カ月、11カ月及び1年であった。また、この場合、夫が期限内に妻のもとに帰り、よりをもどすときには、贈物といった形の何らかの代償を夫は払わねばならなかった。〔50〕

夫が持参財産及びその他の自分の財産を帯出し、しかも「柱切り行為」⁹⁾を行なって家出したときは、棄妻許容期限がなく即日離婚が成立した。しかも、妻の側は花嫁代償を返還する義務がなかった。持参財産を帯出せずに「柱切り行為」のみ行なって家出した場合には、棄妻許容期限が15日～30日とされ、その期限内に夫が帰らないときには、妻が夫の持参財産を返還すれば、離婚が成立した。〔51〕

夫が妻の家に自己の所有に帰する財産を残して家出し、棄妻許容期限を過ぎても、妻の側がその財産を返還せず、夫の側も請求しない場合、双方に未練があるとみなされ、離婚は成立しなかった。〔52〕妻の側が返還してしまえば、離婚が成立することは、先述の通りである。

さて、以上が夫の家出棄妻により婚姻の解消にいたる場合であるが、反対に妻の家出はどのように扱われたであろうか。妻の家出は離婚原因と認められず、夫が迎えに行っても応じないときには、罰せられた。〔53〕〔54〕妻の親又は親族は、妻が逃げてきた場合、1カ月間は隠匿する権利を認められているが、それを過ぎると夫のもとに送りとどけねばならなかった。〔22〕

しかし、「婚姻法」は次のような例外的な場合を認めている。夫との間に子がない妻が、逃亡して新しい男のもとに走り、その男との間に3人以上の子をもうけた場合、妻の側が花嫁代償、夫の持参財産を返還し、身代金を夫に支払えば、新しい男の妻となり得た。〔20〕

2. 有責行為による婚姻の解消

2・1 妻に対する夫の有責行為——不当財産処分、虐待など—— 夫の妻に対する愛情が喪失し不貞な行為がみられ、持参財産、夫婦共通財産などを一方的に自分の親又は親族に譲渡したり、妻を強迫して追い出し財産を一人占めにしたことなどを妻が訴え、審理の結果事実であると判明した場合、持参財産は各々に、また夫婦共通財産は二分して分与され、婚姻が解消した。〔55〕

商用で旅に出た夫が、新しい妻を連れもどり、妻を虐待し離婚に至った場合、夫は財産の半分を分与しなければならなかった。〔70〕

夫が盗賊などの悪漢（Con Phu Rai）と関係していることが明らかになったとき、妻の親は夫を追い出すことができた。そして、花嫁代償を返還し、夫が受納しようとしまいと、夫側の親又は親族にその旨を告げる。介在人が調査して事実であると判明すれば、離婚が成立した。〔101〕

既婚の男が独身であるといつわって妻にした女を、以前からの妻が虐待した場合、女は裁判所に訴えることにより離婚することができた。〔105〕

また、女の側の経済的貧困に目をつけて、経済的援助を条件にして結婚したにもかかわらず、その条件を夫が満たさない場合、詐欺とみなされ、婚姻を解消することができた。〔134〕

2・2 妻の親に対する夫の有責行為 夫は自分の親又は親族に対すると同じように妻の親又は親族に対して敬意を表わすことが要求されていた。夫が妻を虐待し暴力行為又は刀剣類などで妻の身体に傷害を及ぼす事態が生じた時、妻の親又は親族が制止しても聞き入れず、更に親又は親族に対しても暴力行為に及び軽傷を負わした場合、夫に所有財産をもたせて追い出すことが認められていた。もし、妻に対して依然として未練があるときは、夫は自己の非を認め、親又は親族に対して謝罪の贈物⁷⁾をすることが必要とされ、婚姻が持続された。

親又は親族に対して重傷を負わせた場合、夫の所有財産は没収され妻の所有になり、夫は追い出された。〔57〕

妻の親又は親族に対して不敬な行為に及びながらも、又は何らかの有責事実を認めながらも、

夫が婚姻の持続を望む場合には、先述の謝罪贈物に加えて、2度と同じ非行を重ねないことを約束する書状 (Nangsu Sanya Thanbon) を差し出さねばならないこともあった。〔58〕〔69〕

3. 無責的事実による婚姻の解消

仏教に帰依する夫が妻と財産を捨てて出家した場合、夫の持参財産、夫婦共通財産は妻の所有となった。夫の親又は親族に前以って譲渡されるものは例外であった。妻はその財産を管理するが、夫が還俗し復縁後⁸⁾は夫の所有に帰した。⁹⁾〔37〕

夫が地方に商用で出かけ、行方不明となり1年を経ても帰ってこないとき、婚姻は解消するとされていた。人伝や文書などで、帰られぬ事由を連絡してきたときは、3年の猶予が与えられた。また、中国やチエンマイのような国外に出かけて行方不明となった場合も、3年の期間を経過しても帰ってこないときは、婚姻が解消した。盗賊に捕えられたとか、船が漂流したとかの知らせがあれば、7年の猶予があった。〔62〕

経済的理由から、妻を買いもどし条件付で売り (Khai Fak)、夫が1年以内に買いもどせない場合、もはや自分の妻にできない、とする規定が、「奴隷法」の〔31〕にみられるが、この場合の婚姻を破たんし追いやったのは、有責か無責かは判断に苦しむものである。

4. 協議離婚

夫婦間に不和が生じ、離婚に合意した場合、介在人の前で当事者間に離婚状 (Nangsu Ya) が交換されることが、協議離婚の要件であった。〔65〕性格の不一致とかによる場合でも、離婚についての合意さえあれば、協議離婚も十分保障されていた。〔67〕

協議離婚の際の財産分与については、花嫁代償は子のない限り夫に返還しなければならなかった。また、各々の持参財産及び夫婦共通財産は、3分し2分を夫に1分を妻に与えることになっていた。〔68〕

む す び

以上、「婚姻法」に規定されている婚姻の解消について、「男女差」という視点から、(1)夫の単意離婚。(2)有責行為による婚姻の解消。(3)無責的事実による婚姻の解消。(4)協議離婚に分けて、概説を試みた。

妻方居住が伝統的慣行であったことは、「婚姻法」の各々の条文がそれを前提として婚姻関係を規定していることから、容易に推測できる。この妻方居住慣行は、父権的な家族制度下における夫の単意離婚(妻を追い出す)との比較において、タイ社会における夫の単意離婚を著しく相違的なものにし、妻の地位——夫婦関係——を特徴づける大きな要因の1つになっている。夫

は、家出すなわち同居義務を放棄し妻を家に遺棄して、自分から家を出ていくことによって、離婚することができたのである。第3者の目には、夫の敗走と写るかもしれない。確かに夫が自分の意思から一方的に棄妻し、離婚できるとしても、この夫の家出による単意離婚は、夫側主導の離婚を引き留めさせ、ひいては家族内における妻の夫に対する相対的地位を高める機能を働いていたにちがいない。もっとも、夫が家を出て行けば離婚が成立するのであるから、その離婚行為の容易さは、夫側主導の離婚を引き留めないで却って離婚を促す要因となったことも考えられる。もし、その考えが正しければ、離婚率は当然高かったことであろうし、夫婦（男女）間の倫理的乱れが数多くみられたであろう。「婚姻法」の条文のほとんどが、姦通又は強姦に関するものであること、及び「三印法典」編纂の具体的契機がやはり姦通、離婚を内容とする訴訟事件¹⁰⁾であったことは、そうしたことを間接的にでも物語るものなのかもしれない。

また、棄妻許容期限が、夫の家と妻の家との距離に比例して定められていたことは、大いに興味を引くことである。夫は妻の家又は妻の家の近くで夫婦生活を営むわけであるが、その周囲は妻の側の親族ばかりである。血族ではなく姻族にすぎない関係であるから、自づから相互間の親密度は薄いものであったろう。しかも、妻の親又は親族に対して敬意を表わすことが要求されたことは、いざ家族紛争となると、夫は全く不利な立場に立たされたであろう。従って、夫は離婚を決意したとき、家族内に相談相手を見出すのが困難であるから、家出して自分の生家に帰り親族と相談したのではなかったろうか。棄妻許容期限が、夫の家と妻の家との距離に比例して計算されたのは、夫が生家に帰って親族と相談してもどってくる猶予という意味をもっていたと考えられる。夫の離婚意思の固さは、財産の帯出又は「柱切り行為」で示されたようである。しかもその場合には棄妻許容期限が短くなるのは、夫が帰ってくる可能性の少ないことが充分に予想されるからであろう。

夫が棄妻許容期限内に帰ってこない場合、妻の側は花嫁代償、夫の持参財産などを返還することが要求されたが、この財産返還は妻の側が離婚を承知したという証になったものと思われる。財産返還に際して興味あることは、介在人の存在である。終局的には、この介在人が離婚の完了を見届けるわけで、いわば立会人的役割を果していた。介在人にはその地域社会の顔役——村長、役人、官位の高い人、年寄りなど——が望まれていた。長上者に対して尊敬を払うということは、日常生活の1つの規範であったようである。

「婚姻法」の婚姻の解消に関する条文の中に、「妻は・・・であるべき」というような妻の行為を規制するものが少ないことは、一見、妻の行動に大幅な自由が与えられていたように見える。しかし、このことは、妻の側がイニシアティブをとる離婚は原則として認められていなかったことを意味すると理解した方が正しい。妻の側から離婚を提議できるのは、明らかに夫が有責配偶者である場合に限られていたから、あらためて条文で規定する必要がなかったのであろう。そして、夫の有責行為も、妻に対するよりも妻の親又は親族に対する行為の方がより妻の側からの離婚提議要因となり得たと思われる。純粹に妻に対する有責行為である場合でも、妻1人の意思からというより、妻の側の親族が合意をした場合に、夫に離婚を迫るという具合であった。「妻」ではなく「妻の親」が夫を追い出す、と条文にあるのはそうしたことを推測させるに十分である。

妻の方は親又は親族という強い味方があったが、それだけに何事もその影響力を受けざるを得なかった。夫が意思決定において身軽であったのと、対照的である。

協議離婚が認められていたことから、少なくとも妻の地位がいちじるしく不利なものではなかった。当事者間に合意があれば、離婚できた。しかし、この協議離婚が男女平等という社会通念から、「婚姻法」により認められていたのではないことは明白であろう。おそらくは、タイ社会における男女関係の淡白さを反影するものではないか、と考えたい。夫婦相互間に不満が生じた場合、破たんに至るのを防ぐ積極的努力をせず、夫も妻も宿命的なものとしてあきらめがはやく、社会もそれを認めたのではなかろうか。

「婚姻の解消」の場合からより普遍的な結論を導くことは困難なことであるが、少なくとも次のようなことがいえる。タイ社会における「男女差」の少なさは、旧制度下の夫婦権威構造にもみられる。それを規定した主たる要因は、ひとつは妻方居住慣行であり、今ひとつは人間関係にみられる淡白さである、ということである。

(注)

- 1) 例えば, Sharp, Lauriston, & Others, *Siamese Rice Village: A Preliminary Study of Bang Chan 1848—1849*, Cornell Research Center, Bangkok, 1953, Kingshill, Konrad, *KU DAENG-THE RED TOMB: A Village Study in Northern Thailand*, The Prince Royal's College, Chiangmai, 1960 及び Howard keva kaufman, *BANGKHUAD A Community study in Thailand*, J. J. Augustin Incorporated Publisher, New York, 1960 など。
- 2) 三印法典の史的価値及び利用上の問題点については、石井米雄「三印法典について」: 東南アジア研究: 第6巻第4号, pp. 155~178, Akin Rabibhadana, *The Organization of Thai Society in The Early Bangkok Period, 1782—1873*, Cornell University, New York, 1969, pp. 187~193. を参照のこと。
- 3) 「婚姻法」は、1360 A. D., 1361 A. D., 及び 1804 A. D. に制定されたと推定される3部分からなる。前2部分は、ラーマーティボディー1世王の治世に当る。この「婚姻法」は、1934年の「民法第5章親族法」施行により廃止された。本稿で使用した「婚姻法」のテキストは、1962年発行のクルサパー (Ong Kankha Khurusapha) 本である。以下〔〕内の数字は、引用節区分番号を示す。
- 4) 片道の徒歩による必要日数に基いたものと考えられる。
- 5) 夫婦間関係の財産には、次の3つのカテゴリーがある。(1)花嫁代償 (Sinsot Khanmak)。婚約及び結婚に際して、男側が女側の親又は保護者に対して、娘の養育にたいする謝礼——母乳の代償——とかいった意味で贈る財を「Khanmak」と称し、金銭を「Sinsot」と称した。(2)持参財産 (Sindoem Thun)。結婚に際し、夫婦の各々が親から譲渡され持ち寄った財を「Sindoem」と称し、金銭を「Thun」と称した。財には、牛、水牛、象、馬、奴隷、家屋、由畑、船、牛車などがあった。妻が持参したものは、妻の所有であり、夫のそれは夫の所有であった。3)夫婦共通財産 (Sinsomrot)。

結婚後に得た財産のことで、原則として夫婦の共有であった。

そして、慣習として、持参財産については、相互の間に明細をリスト交換するが多かった。この明細書を「Borikhon」と称し、交換行為を「Tham Borikhon」と称した。この「Borikhon」は、相続の場合などには重要な証拠書類となり得た。

- 6) 原文は、「Ao Mit Phra Khwan Fan Sao Ruan Sao Ho Jing Sia」となっている。そのまま訳せば、「大刀やおので以って、妻の家の柱を切ってしまう」となる。が、実際は家屋を含めて妻の側の家財などを破損又は破壊する行為を指すものと考えられる。
- 7) その内容は、い（煎）り割り米、花、線香、ローソク、布、酒、米、アヒル、鶏などであった。
- 8) 出家は婚姻の解消とみなされていたから、夫が還俗するとき、もし妻が復縁を望まない場合には、復縁が成立しなかった。〔38〕
- 9) 妻の出家によっても婚姻は解消した。妻が出家を希望したとき、夫はそれを拒否することはできなかった。〔39〕
- 10) 不義を働いた妻が夫との離婚を裁判所に申し立て、裁判所がそれを認めたことを不服とした夫が、判事と不義の相手を訴えた事件である。

このことは、「三印法典」の巻頭に収められている「勅序」に詳しい。「勅序」の邦訳は、未定稿ではあるが、次のものに得られる。石井米雄、赤木攻「勅序及びプラタマサート」（三印法典研究シリーズⅧ1）、1971、三印法典研究会